特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。 ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。 ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活に困窮する人々に対して、その困窮程度に応じて、生活保護法第3条（最低生活費）に基づいて、生活保護扶助費を支給し、健康で文化的な最低限の生活を保障する。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②就労自立支援給付金の支給に関する事務 ③保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の登録 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務（※） ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得（※） （※）社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	①総合福祉WEL＋ ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④レセプト管理システム ⑤医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 番号法第9条第1項、別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　福祉課

②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部　総務課　内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987－31－1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課　保護係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987－31－1164
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1．番号法第19条第7号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	1．番号法第19条第7号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－5－①部署	福祉課	健康福祉部　福祉課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長　前田　芳成	福祉課長	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－7請求先	総務課 総務係	総務・危機管理課 総務係	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－1対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和2年12月28日	Ⅱ－1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月28日	Ⅱ－2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1．番号法第19条第7号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	1．番号法第19条第8号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－1対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－2取扱者数	令和2年12月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅰ7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務・危機管理課　総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部　総務課　内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ1..対象人数　いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅰ1②事務の概要	生活に困窮する人々に対して、その困窮程度に応じて、生活保護法第3条（最低生活費）に基づ	生活に困窮する人々に対して、その困窮程度に応じて、生活保護法第3条（最低生活費）に基づ	事前	
令和5年10月23日	Ⅰ1③システムの名称	①総合福祉WEL＋ ②MICJET番号連携サーバー	①総合福祉WEL＋ ②MICJET番号連携サーバー	事前	
令和5年10月23日	Ⅰ4②法令上の根拠	1．番号法第19条第8号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	1．番号法第19条第8号 （番号法別表第2における情報提供の根拠）	事前	
令和5年10月23日	Ⅱ1..対象人数　いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅱ2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅰ3．法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条別表第1　第15項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令　第15条	・番号法第9条第1項、別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条	事後	
令和7年3月21日	Ⅰ4．②法令上の根拠	1．番号法第19条第8号 （番号法別表第2における情報提供の根拠） 項番9，10，14，16，18，20，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，113，116，120 （番号法別表第2における情報照会の根拠） 項番26 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （番号法別表第2における情報提供の根拠） 第8条，第9条，第11条，第12条，第13条，第14条，第17条，第19条，第20条，第21条，第22条，第23条，第24条，第25条，第26条の4，第27条，第28条，第32条，第33条，第35条，第39条，第44条，第47条，第52条，第53条，第55条，第58条，第59条の2の2，第59条の3 （番号法別表第2における情報照会の根拠） 第19条	（情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	事後	
令和7年3月21日	Ⅱ1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅳ　リスク対策		項目追加	事後	様式の変更